

購買事業取引約款

令和2年8月5日制定
福岡嘉穂農業協同組合

(目的)

第1条 この約款は、福岡嘉穂農業協同組合（以下、当組合という）が制定する購買代金取扱要領等に定める購買事業の取引条件をわかりやすく取引者へ周知することを目的に制定する。

(取引内容)

第2条 この約款は、当組合が行う次の取引を対象とする。

- 1 一般購買取引
- 2 農機・車両取引
- 3 給油取引
- 4 LPガス取引
- 5 米店舗取引
- 6 A重油取引
- 7 予約購買取引（水稻・麦・大豆・野菜・果樹・畜産・花卉等）

(代金回収の方法)

第3条 代金の回収は次の方法による。

- 1 現金による取引
- 2 貯金口座引落としによる取引

(代金の決済日)

第4条 前条第2号の場合の決済日は以下の決済日とし、貯金口座からの自動決済とする。なお決済日が休日の場合は翌営業日とする。

- | | |
|-----------|--|
| 1 一般購買取引 | 月末締め翌月 15 日 |
| 2 農機・車両取引 | 月末締め翌月 15 日 |
| 3 給油取引 | 月末締め翌月 25 日 |
| 4 LPガス取引 | 月末締め翌月 22 日 |
| 5 米店舗取引 | 月末締め翌月 25 日 |
| 6 A重油取引 | 10月1日～2月末日までは3月25日 |
| 7 予約購買取引 | 予約購買未収金取扱細則に定めた最終決済日（農産物別の予約注文書に掲示又は取引時に告知する。） |

(納品方法)

第5条 商品の納品は次の方法による。

- 1 店舗での引き渡し
- 2 契約者の指定場所への配送

上記については契約者が受領書等に押印または署名を行うことをもって納品完了とみなすことを原則とする。

ただし、上記第2号により配送時に契約者不在の場合には、当組合配送担当者がお届け（ご不在）メモ又は、購買品供給伝票（請求書兼納品書）を作成し、商品とセットで契約者指定場所に納品することで納品完了とすることも可とする。

(損害金)

第6条 第4条の決済日において未決済となった場合は、決済日から60日間の猶予期間を設け、それ以降入金日まで年5%の損害金を徴する。

(約款の変更)

第7条 この約款の変更が生じた場合については、変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当組合ウェブサイト（URL：<http://www.ja-f-kaho.or.jp>）に掲示し、又は契約者に郵送・電子メール等で通知する。